○岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

平成25年3月11日

市規則第57号

改正平成27年3月16日市規則第50号

平成30年5月29日市規則第144号

令和6年3月28日市規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年市条例第77号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設長)

- 第2条 条例第5条第1項(条例第43条, 第49条及び第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。
 - (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2年以上である者
 - ア 介護保険法 (平成9年法律第123号) 第8条又は第8条の2に規定する事業又は 施設
 - イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に 関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法第8条の2 第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を 行う事業
 - ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の 2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定によ る改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設
 - エ 介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号 ロに規定する第1号通所事業
 - (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(生活相談員)

第3条 条例第5条第2項(条例第43条,第49条及び第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、介護支援専門員又は介護福祉士とする。

(機能訓練指導員)

第4条 条例第5条第3項(条例第43条,第49条及び第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。

(居室)

- 第5条 条例第11条第3項第1号アただし書及び条例第45条第3項第1号アただし書に規定する規則で定める入所者へのサービスの提供に必要と認められる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 夫婦等の家族で居室を利用する場合
 - (2) 入所者の経済的負担の軽減、地域の実情等により、2人部屋の整備が必要であると認められ、かつ、次のいずれにも該当する場合
 - ア それぞれの入所者が専用する区画は、窓に面していること。
 - イ 入所者同士の視線が遮断され、入所者のプライバシーが十分に確保されていること。
 - ウ 入所者同士の視線を遮断する仕切りは、入所者の安全を確保するに足りる適切な 素材を用いていること。
 - エ 容易に個室に転換できるように設計上の工夫に努めていること。

(浴室)

- 第6条 条例第11条第3項第3号イ,条例第36条第3項第2号イ,条例第45条第3項 第3号イ及び条例第51条第3項第2号イに規定する規則で定める基準は、次の各号の いずれをも満たすものとする。
 - (1) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られていること。
 - (2) 脱衣室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(3) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けていること。

(便所)

- 第7条 条例第11条第3項第5号イ及び条例第45条第3項第5号イに規定する規則で 定める基準は、次の各号のいずれをも満たすものとする。
 - (1) 便房ごとに扉及び壁で仕切られていること。
 - (2) 便房の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いていること。

(食堂)

第8条 条例第11条第3項第9号イただし書及び条例第45条第3項第9号イただし書に規定する規則で定める基準は、当該階に設ける居室の定員の合計数が5人以下で、入所者の食堂への往来に支障が生じないと認められることとする。

(ユニットリーダー)

第9条 条例第41条第2項第4号(条例第53条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、本市又は本市が委託する社会福祉法人等が実施するユニットリーダー研修を修了した者とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。 附則(平成27年市規則第50号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。 附則(平成30年市規則第144号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和6年市規則第30号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。